

四エチル鉛危害防止規則

昭和二六・五・一 労働省令第一二二号

(通則)

第一条 四エチル鉛を取り扱う労働者の危害の防止については、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）及びこれに基づく他の命令に定めるものの外、この省令の定めるところによる。

(作業場の施設)

第二条 使用者は、四エチル鉛の製造又は混入を行う作業場の施設を左の各号に掲げる基準に従つて整備しなければならない。

一 四エチル鉛の製造を行う作業場には、局所における吸引排出、機械による換気等によつて十分な換気が行われるように施設すること。

二 四エチル鉛の混入を行う作業場は、換気が充分に行われるよう少くとも三方を開放した施設とすること。

三 製造又は混入の機械及び装置は、四エチル鉛又はそのガス若しくは蒸気の漏えい、を充分に防止するものであること。

四 四エチル鉛を取り扱う労働者の専用に供するため、洗面設備、シャワー、浴槽

及び灯油槽を備える洗じよう、施設を設けること。

五 四エチル鉛を取り扱う労働者毎に二つの更衣用ロッカーを設け、そのうち少くとも一つは作業衣、保護具等を格納するため鋼鉄製とすること。

2 前項第四号及び第五号に定める施設は、四エチル鉛を取り扱う場所から隔離された場所に設けなければならない。

(施設の点検)

第三条 使用者は、四エチル鉛を取り扱う作業場内の施設を毎日少くとも一回以上点検しなければならない。

(事故の場合の作業の中止)

第四条 使用者は、四エチル鉛が漏えいし、又は製造若しくは混入の機械に故障を生じたときは、直ちに作業を中止しなければならない。

(機械の分解又は修繕)

第五条 使用者は、四エチル鉛の製造又は混

入の機械を分解し、又は修繕するときは、四エチル鉛について専門的知識を有する者又はその者の監督のもとにおいて他の者に行わせなければならない。

(保護具等の備付及び使用)

第六条 使用者は、四エチル鉛を取り扱う労働者の就業に際し、作業衣、ゴム前掛け、ゴム手袋、ゴム長靴、防毒マスク、五パーセント過マンガン酸カリ溶液（漂白粉の濃溶液をもつて替えることができる）、灯油及び石鹼を備え、これを労働者に使用させなければならない。

2 四エチル鉛を取り扱う労働者は、就業に際し前項に掲げる保護具等を使用しなければならない。

(注意事項の掲示)

第七条 使用者は、四エチル鉛の危害を防止するための注意事項を作業場の見易い場所に掲示しなければならない。

(貯蔵)

第八条 使用者は、四エチル鉛を換気の充分な場所に貯蔵し、関係労働者以外の者がその場所に立ち入ることを防ぐ設備を施さなければならない。

(健康診断)

第九条 使用者は、四エチル鉛を取り扱う労働者については、そのや、とい入れの際及び毎年四回定期に、左の各号に掲げる事項について健康診断を行わなければならない。

- 一 体重の測定
- 二 坐位における心臓の収縮時及び拡張時の血圧の測定
- 三 血色素量の測定
- 四 塩基性斑点を有する赤血球の検査

2 前項の健康診断は、四エチル鉛について十分な医学的知識を有する医師に行わせなければならない。

3 健康診断に関する記録は、三年間保存しなければならない。

(報告)

第十条 使用者は、四エチル鉛を取り扱う労働者について、労働者数（月末現在数）、就業禁止者氏名、転退職者氏名及び就業禁止又は転退職の理由に関する報告を毎月分について作成し、翌月十日までに所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。